

韓国およびベトナムにおける公教育の現状と課題に関する比較研究： 学歴社会と教育格差という視点から

関口 洋平¹⁾ 吉村 夏帆²⁾

¹⁾ 畿央大学教育学部現代教育学科

²⁾ 畿央大学教育学部現代教育学科2022年度卒業

(〒635-0832 奈良県北葛城郡広陵町馬見中4-2-2)

Comparative analysis of current state and challenges of education in South Korea and Vietnam

Yohei SEKIGUCHI Kaho YOSHIMURA

¹⁾ Department of Education, Faculty of Education, Kio University

²⁾ Graduated 2022, Department of Education, Faculty of Education, Kio University
(4-2-2 Umami-naka, Koryo-cho, Kitakatsuragi-gun, Nara 635-0832, Japan)

要約 本稿では、学歴社会と教育格差という視点から、韓国およびベトナムにおける公教育の現状と課題について比較的に検討し、教育改革の方向性の異同について考察する。両国の教育改革は、コロナ禍においてより困難な状況に置かれた脆弱層に対して公正な教育機会を保障するため、教育の質的改善を図り、より個に応じた教育の提供を重視している点で共通している。一方で、韓国では公正さの観点から才能教育システムの縮小、高等学校の序列化解消を志向しているのに対し、ベトナムでは才能教育の展開を一貫して重視してきている。考察を通じて、こうした違いを生み出す要因の1つには国家の経済発展の需要や程度があることが仮説的に示された。

Keywords：韓国、ベトナム、公教育、学歴社会、教育格差

はじめに

多くのアジア諸国、とりわけ発展途上の国家にとっては、才能ある個人やリーダーは、国民の生活水準の向上や科学技術の発展に寄与する貴重な人的資源であるだけでなく、国家発展の方向性を国民に指し示す水先案内としての役割も担っている。韓国は経済的には著しい急成長を遂げた国であるが、アジアにおいて豊富な天然資源を抱える大国とは異なり、人的資源を第一の国家資源として認識し、その優れた人材の発展と育成に重要な意義を見だしてきた¹⁾。また、ベトナムは1986年にドイモイ政策を打ち出して以降、「工業化」と「現代化」を国家の目標として市場化およびグローバル化を進めてきており、現在は急激な経済成長の過程にある。こうしたなかでベトナムは、一貫して人的資源の開発と人材の養成を重視し、教育の発展を最重要の国家政策としている²⁾。

このような観点から、韓国およびベトナムは正規の公教育制度において才能教育ないしエリート養成の機能を担う教育機関を発展させてきた。具体的には、韓国では1983年に京畿科学高校が設立されて以降、国家政策として才能教育が推進されてきたし、ベトナムで

は1990年代に専門高校と呼ばれる才能教育を担う後期中等教育段階の学校制度が整備され、専門高校は特定の学問分野において各生徒の才能を伸ばし国家の発展要求に応じることを目的として展開されている。才能教育とは、1990年代以降の産業構造の変化と情報技術の革新、そして知識を基盤とするグローバル化社会において著しい知的貢献や抜きん出た指導性を発揮できる人材の育成をめざす教育を意味する。

ここで強調しておきたいのは、国家発展を至上命題とし、高度な人的資源の選抜を役割とするこれらの高校は韓国およびベトナムの両国において、その高い選抜性から教育における競争を加熱させるものでもあるという見方である³⁾。とりわけ両国は、その社会の一部において儒教的伝統、科挙の伝統を受け継ぐ国家であり、共通する特徴として国民の高い教育熱や教育による立身出世意識が挙げられる。よく知られているように、韓国は学歴社会としての性格を有する国であるが、近年ではベトナムもまたその高等教育の規模が拡大するに伴って学歴社会へと変貌し、両国は受験競争や学歴病といった文化風土においても共通性を有するようになっている。加えて、両国では私的な補習教育が受験準備を主たる目的として普及しており、私的な

補習教育の拡大は受験競争の過熱や児童生徒のプレッシャー、ストレスの要因の1つとなっている⁴⁾。同時にこのことは教育格差とも関わり、両国では投資のための一定の経済的余裕を有しよりよい私的な補習教育にアクセスが可能な家庭の方が受験において「有利」となる制度が採られているため、公教育における平等主義や公正さに疑問符を投げかけるものでもある。

このように韓国とベトナムは教育格差を内包する学歴社会の国家であるといえるが、ここから浮かび上がるのは次のような問いである。すなわち、韓国とベトナムでは公教育においていかなる教育制度と入試制度を整備してきたのか、そして、学歴社会の実態としてどのような課題を抱えているのだろうか。こうした問題関心のもと、本稿はコロナ禍における両国の教育実態についても射程に入れる。

韓国およびベトナムをはじめとして、多くの国家に当てはまることだが、教育、とりわけ公教育を試験準備のための学習や受験準備・競争に矮小化させることへの警鐘は国内外で多く鳴らされてきた。そうしたものとして例えば、よく知られているように1996年にユネスコはジャック・ドロール委員長による「21世紀教育国際委員会」報告書（いわゆる「ドロール・レポート」）を提出したが、そこでは生涯教育をいっそう促進するという観点から、①知ることを学ぶ、②為すことを学ぶ、③他者とともに生きることを学ぶ、④人間として生きることを学ぶ、という教育制度と教育実践における4本柱が提起された。

しかしながら、「ドロール・レポート」における4本柱の教育観は広く賞賛されたと言ってよいものの、現実の状況としては①知ることを学ぶ、②為すことを学ぶという学習観がとりわけ重視されることで、4本の柱が等しく重視されてはいることが多くの先行研究で示されている⁵⁾。そうした要因の1つには、「誰が中等後教育に進み、誰が進まないのかや、どのようなタイプ中等後教育機関に進むのか」、「どのような将来像に接近可能なのか」という点から、「教育が社会の階層化に資する」という側面が挙げられる⁶⁾。すなわち、一般的に児童生徒にとっては重大な結果をもたらす試験、とりわけハイ・ステークスな試験が依然として中心的であり、児童生徒や家族、学校はこうした試験に注意を寄せるといえるものである。そして発展途上の国家の場合では、ドーアが教育の後発効果の命題として示すように⁷⁾、国家の「開発の始まりが遅ければ遅いほど（言い換えれば、ある国が近代化努力を開始する世界史上の時点が遅ければ遅いほど）」、①「学校の修了証書が求職者の選別に利用される範囲が広がる」、②「学歴インフレの進行が早くなる」、そして③

「真の教育の犠牲において、学校教育が受験中心主義に傾く」ことから、このことはいっそう顕著になる。

上記をふまえて本稿では、学歴社会と教育格差という視点から、韓国とベトナムにおける公教育の現状と課題について比較的検討することで、両国における教育改革の方向性の異同を明らかにすることを目的とする。本稿は、学歴社会という視点から韓国とベトナムの公教育のありようを検討するものであり、管見の限り日本で初めての本格的な比較研究⁸⁾として位置づけられる点で高い独創性をもつ。また、日本でも2021年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築をめざして～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～を受け、文部科学省内に「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」が設置され、才能教育の導入に関する議論が進められてきた。2022年9月に出された「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～」(以下、「審議のまとめ」)では、日本においては特別な才能教育プログラムを提供することをめざすものではないこと、しかし、特異な才能を有する児童生徒をはじめとして、すべての子どもたちの多様性を認め、その才能を伸ばすことが方針とされている。公教育制度において才能教育及びそのための教育機関を発展させてきた韓国、ベトナム両国の比較研究は、日本において特異な才能を有する児童生徒への教育の実践を検討するうえで一定の示唆を与えうるものである。ここに本稿の意義が認められる。もちろん、韓国とベトナムは経済規模や教育普及の程度において一定の相違が存在する。しかしながら、繰り返しとなるが、両国は東アジア文化圏において儒教的伝統や高い教育熱などの文化的基盤を共有し、受験競争や学歴病、教育格差といった共通の教育課題を有する。この点で、両国の教育改革の方向性と教育実態について共通の枠組みから比較検討しその異同を明らかにしようとする本研究の手法は、比較研究として妥当であると言えよう。

本稿は以下のように構成される。まず、韓国における教育制度と教育格差の実態について検討する(第1節)。次いで、同様の視点から、ベトナムにおける教育制度と教育格差の実態について検討する(第2節)。その際、両国の教育について具体的には①教育制度と高校・大学入試、②教育格差の実態、それから③教育格差に対する政府の対応と課題の各項目に焦点をしばって検討する。そのうえで、両国の教育改革の方向

性について比較的な視点から考察をおこない、その異同について明らかにする（第3節）。なお、教育格差の実態に関する韓国およびベトナムの検討においては、韓国では統計庁による「小中高私教育費調査」の各年版の調査結果（2022年度まで）を、ベトナムでは統計局による「2020年ベトナム・リビングスタンダード・サーベイ」を用いる。これらの統計調査が実施された年次は必ずしも一致するものではないが、本稿において両国の私的な補習教育の現状と教育格差の全体的な傾向を捉えるためには有益であると考えられる。

1. 韓国における教育制度と教育格差の特質

それでは、韓国における教育制度と教育格差の実態について検討することからはじめよう。

(1) 教育制度と高校・大学入試

韓国は、6-3-3-4制の単線型学校教育体系を採り、初等学校は6年制、中等学校および高等学校は3年制、そして大学は4年制の教育課程となっている。義務教育年限は9年である。熾烈な受験競争を抑制することを目的に、韓国では平準化制度が導入されており、中等学校への入学時において入試はおこなわれていない。国・公・私立の別を問わず、生徒は抽選によって居住区内の中等学校に配定される⁹⁾。

一方、韓国において初等教育段階では、私立初等学校に入学者選抜権と授業料決定権が認められている。そうではあるが、入試は基本的に抽選でおこなわれることに加え、中等学校進学時には、平準化制度に基づき全員が抽選・配定によりシャッフルされるため、受験競争や教育熱の過熱へのリスクは小さくなっている。このように韓国では義務教育段階において各学校の自律性や多様性のある程度犠牲にすることと引き換えに、教育機会の平等性・均質性を徹底的に追及するシステムを構築している¹⁰⁾。

韓国の高等学校は、大きく一般的な高校である普通高等学校や英才教育を行う特殊目的高校等から構成される。中等学校と同様に、1974年に平準化制度が導入され、普通高等学校への入学においては入試が廃止されている。居住地や中等学校在籍時の内申点を考慮し、生徒は指定された学校に入学することになる。また、平準化制度が導入されて以降、私立学校は政府の財政支援を受けるようになり、「生徒選抜権・授業料策定権・教育課程編成権」を持っていない。韓国において私立学校は「準公立化」しており、生徒の選抜方法や授業料は公立の普通高等学校と同様になっている¹¹⁾。韓国では教育の多様性はいかに担保されるのか。

1983年に韓国では、多様化・特性化という目的のもと科学高校が設立¹²⁾されたことを皮切りに、その後外国語学校・芸術高校といった特殊目的高校が設立された。特殊目的高校は、「特殊分野の専門的な教育を目的とする高等学校」（初・中等教育法施行令第90条）と定義されており、いわゆる才能児の能力の伸長を目的としている。特殊目的高校への入学に際しては受験が必要であり、基本的には中等学校在籍時の内申点に加えて面接を課すことで合格者を決定する。特殊目的高校を構成する1つの類型である科学高校は、全寮制かつ小規模な教育機関であり、充実した実験施設や設備が整備されている¹³⁾。また、数学・科学関連教科のカリキュラムとしては「科学系列高等学校専門教科教育課程」が教育部の告示により別途用意されている。このように科学高校は、恵まれた教育環境であるにもかかわらず、授業料は普通高等学校と同一で、卒業生の難関大学進学率が高いことも手伝って人気が高い。総じて言えば、現在は教育の多様化を促進するという本来の目的とは異なって、特殊目的高校はエリートのための受験名門校と化している¹⁴⁾。

韓国の高等教育機関には、4年制大学と単科大学、2年制または3年制の短期大学、高等専門学校、それから大学院がある。韓国では4年制大学の序列化が進んでおり、受験生は首都圏（ソウル）のひとつでも上のランクの大学を目指して勉強に励む。「インソウル(인서울)」といったソウル内の大学を指す言葉も存在しており、ソウル内の大学に在籍している方が就職するうえでも有利になるというイメージが強いことや、実際としてもソウルには有名私立大学が多いことから、多くの高校生がソウル内の大学を目指す傾向にある。ソウル大学を頂点とする序列構造は強くなっている¹⁵⁾。

大学進学率は70%に達しているため、韓国において賃金の高い職を得るためには、大学卒業以上の学歴をもつことが前提条件となっている。大卒以上の平均月給は、357万ウォン（10ウォン＝約1円）であるのに対し、高卒者は224万ウォンであり、この差は現在もなお拡大し続けている。学歴水準間だけでなく、大企業と中小企業間での賃金格差も拡大し続けている。大企業に就職するためには高い学歴が必要となり、序列化された高等教育システムにおいてより良い大学に進学することが必要となる。

すでに述べたように、韓国では中等学校・普通高等学校入学における入試制度がないため、大学入試は多くの生徒にとって初めての受験となる。近年では大学入試方法の多様化が進んでおり、日本における大学入学共通テストに相当する大学修学能力試験の結果だけでなく、教科の点数以外を重視する動きが加速してい

る。韓国の入試方法は、いわゆるペーパーテスト型の「定時募集入学選考」と面接試験や推薦入試に相当する「随時募集入学選考」に大きく分けることができる。2020年には、随時募集入学選考が全体の8割近くを占めており、韓国では年々定時募集入学選考は減少している。定時募集入学選考では、全国統一試験である大学修学能力試験の点数で合否が決定する。中央の教育行政部門である教育部が大学別に募集期間を3期間定めて学生を募集するため、このタイプは「定時」募集となっている¹⁶⁾。

韓国における随時募集入学選考では、学校生活記録簿や実技・面接・推薦書などを用いて選考をおこなうものであり、個人の特技や長所などをもとに入学者の選抜がおこなわれる。学校生活記録簿には、出席状況などの基本情報のほか、校内受賞歴や資格取得歴、体験活動状況、読書活動状況、行動特性などが記載される。作成するページ数に規定はないが、先行研究¹⁷⁾では記録簿は全22ページあり、一定量の資料であることが紹介されている。教員が生徒のパフォーマンスについて多くのことを記入するために、校内大会を多く開催しており、どの生徒も何らかの賞を獲得しているのが現状である。

随時募集入学選考は「教科型」と「総合」に分けられ、「教科型」では学生簿の教科成績が重視され、「総合」では成績だけでなくそのほかの受賞歴や活動状況などが多角的に評価される。現在では、「総合」を採用している大学が多く、韓国において最難関大学とされているソウル大学では合格者全体の8割近くが「総合」での合格である。

韓国では学校生活記録簿に記載する学習活動や文化的活動、社会活動は重要な「スペック」(元々は就職活動に関わる用語で、就職に有利に働く各種資格や経験を指す)となるが、文化的資本が豊富な富裕層は多様な文化的経験を積むうえで有利な立場にあるとされているため、合格者が富裕層に偏る傾向がある。また、学校生活記録簿は教員が作成するため、主観的判断が働き、教員による成績操作がしやすく、透明性・公正性の観点から問題が指摘されている。そうした問題として例えば、政治家の家族が進学に有利になるよう表彰状の偽造や経歴の誇張をおこなった結果起訴されるなどの事件も起こり、国民から「総合」での入学選考は基準が不透明で不公正だという批判が噴出した。このことを受けて、定時募集割合の引き上げや学生簿の記述簡素化などがおこなわれた。しかし、教育部が作成した大学入学選考基本事項には、学生簿の反映を義務化し、反映比率と評価基準を募集要項に明確に公開しなければならないと明記されており、大学入試にお

けるその影響は今後も大きいことが推察される¹⁸⁾。

こうしてみると、韓国では特殊目的学校への入学のためには幼少時からの私教育の役割が重要であり、大学入学にあたってはその選考に必要な学校生活記録簿に記載する文化的経験が必要となる。しかし、これらは家庭の経済状況に影響を受けることも多く、貧困層の家庭にとっては高等教育へのアクセスを通じて社会階層間の上層移動を果たすのが困難となり、結果として次世代において社会階層が再生産されることになる。なお、本稿では社会階層の再生産をこうした意味で用いることとする。本項の議論をふまえ、次項では教育格差の実態について検討する。

(2) 教育格差の実態

2020年に世界的規模で新型コロナウイルスが流行するに伴い、韓国の教育は大きく変容した。韓国では同年3月から始まる新学期を一斉休校とし、4月から再開することとし、再開後はオンラインによって授業が実施された。オンライン授業は、公共学習管理システムを用いて、教職員はオンライン授業・映像授業の実施、児童生徒の学習状況の確認、掲示板を通じての連絡やリマインダーを配信した¹⁹⁾。

韓国において遠隔授業の実践は、比較的成功したと評価されている。その根拠としては授業欠席率の低さ(韓国:1~2%、英国・米国:33%水準)²⁰⁾や、調査対象となった保護者のうち64%は遠隔授業が学習欠損の予防に役立ったと回答したこと、それから教員の76%は今後も遠隔授業を授業に活用する意思があると回答したことなどが挙げられる²¹⁾。

しかしこうした評価に反して、実際には韓国の脆弱層²²⁾とされる生徒は多様な問題を抱えている。すなわち、家族間でのデジタル機器の共有により、リアルタイムでの授業を欠席せざるを得なかったり、デジタル機器の老朽化により学習が妨げられたりしたことがあると回答した生徒の割合が高いことが示されている²³⁾。加えて、オンラインでの体育の授業において自宅で立ち上がって体操をするように言われたが、そのスペースを取れずに授業に参加することが出来なかったという事例もある²⁴⁾。また、オンライン授業のなかで内容が理解できないにもかかわらず、解決せずに授業を受け続ける生徒の割合に関しても、脆弱層とされる生徒の方がより高い割合になった²⁵⁾。教師の70.2%は、生徒の理解度が低いと感じているという調査もあり²⁶⁾、実際には韓国においてオンライン授業の展開は成功とは言い難い結果となっている。さらに、脆弱層とされる家庭では、オンライン学習をおこなっている時間に保護者が生徒と一緒にいない、または生徒の学

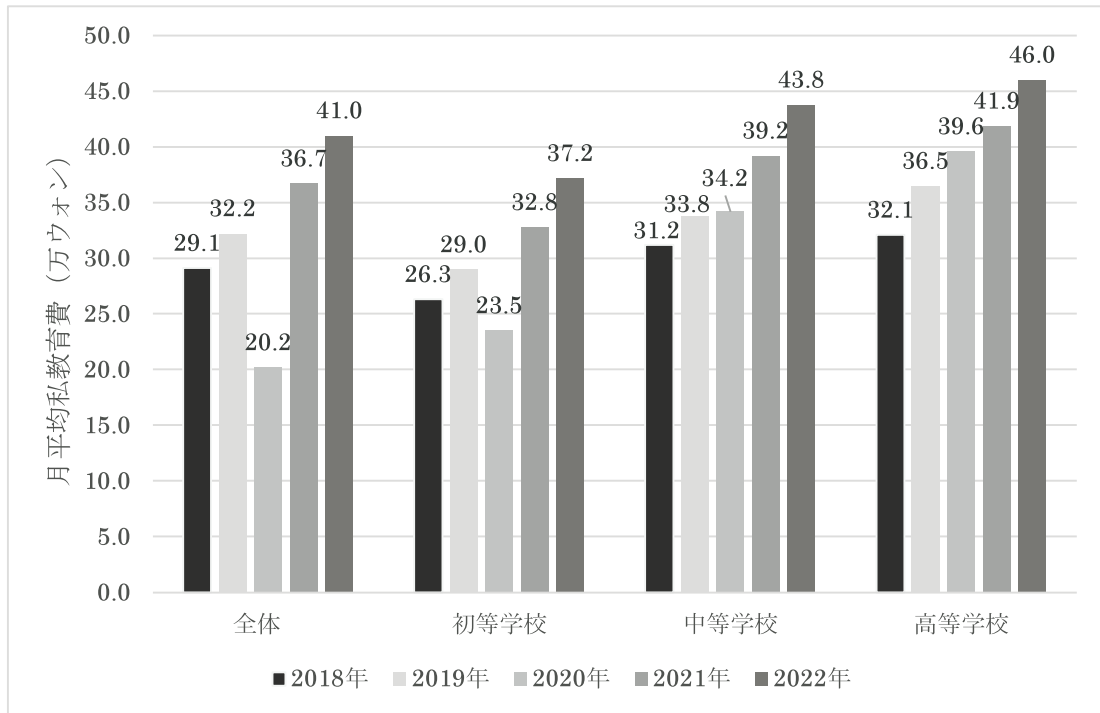
習の支援やマネージすることが比較的困難である状況が多いことに加えて、保護者によるデジタル機器の使用時間の制限や学校のスケジュールなどに関する連絡を確認して取りまとめること、授業への参加を管理するといったことがなされにくい状況となっている²⁷⁾。

このような家庭環境の違いによる教育格差の問題は、韓国では新型コロナウイルスが流行する以前から議論されていたものである。しかし、コロナ禍の韓国において子どもの学習の支援とマネジメントといった学校の機能と役割を家庭にそのまま移したことや、家庭環境・特性を考慮せず一斉にオンライン授業を実施したことなどにより、教育格差が助長されたといえる²⁸⁾。

また、オンライン学習における接続障害や出席認定基準の設定、遠隔授業の質の違い、生徒間の学力格差の深化への懸念など、多くの課題も提起されており²⁹⁾、脆弱層の生徒だけでなく全ての生徒が問題や不安を抱

えている。韓国ではこうした課題が生じたことにより、とりわけ特殊目的学校や大学にその子弟が入学することを希望するような世帯収入が比較的高い家庭を中心に、いっそう学校外で学習を補う必要性が高まり、私教育がより拡大することとなった。

私教育費の増加は、コロナ禍以前から問題視されており、韓国の統計庁は、私教育費の軽減対策や公教育の内実化などの教育政策の確立に活用するために2009年度から小中高私教育調査を実施している。そこでは私教育費は、「小中高生が学校の通常のカリキュラムに加えて、私的な需要のために学校外で受ける補習教育のために個人が負担する費用」と定義されており、具体的には塾やインターネット・通信講座等の個人・団体指導費、舞台芸術に関する費用、進路・転学学習相談費、教材費、就職目的のための教育・資格取得のための費用が含まれている。



(図1) 韓国における全児童生徒の1人当たりの月平均私教育費。

(出典) 통계청「초중고사교육비조사 결과」(統計庁「小中高私教育費調査 結果」)、各年版より筆者作成。

2022年度の調査対象は全国約3,000校の放課後教師、約3,100学級の保護者約80,000人、そして約1,400学級の担任教師であり、インターネットによるアンケート調査が実施された³⁰⁾。調査開始時の2009年度の調査では、全児童生徒の1人当たりの月平均私教育費は、24.2万ウォンであり、初等学校では24.5万ウォン、中等学校では26.0万ウォン、高等学校では26.9万ウォンであった。近年の調査結果を示せば、図1のようになる。

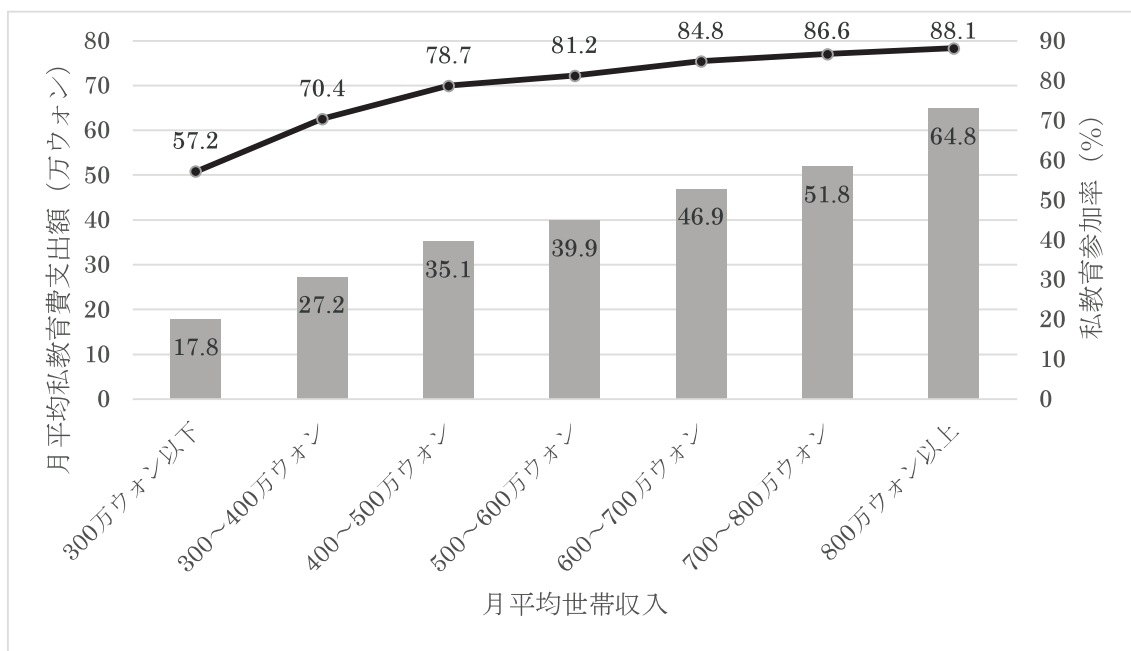
図1に示されるように、韓国では2022年度の月平均

私教育費は全体で41.0万ウォンであり、全体として近年上昇傾向にある。2020年度は、対面授業を避ける傾向や夏休みの短縮などを理由にその値は減少したが、2021年度には行動規制緩和や前年の学習の遅れや登校の制限に対する不安が作用し、私教育の需要は増加した。また、2022年度の私教育支出総額は、26兆ウォンを記録し、前年から10.8%増加し過去最高額となった。私教育参加率も78.3%で前年から2.8%上昇、児童生徒一人当たりの週の私教育参加時間は、7.2時間となり

前年から0.5時間増加し、私教育は拡大し続けている³¹⁾。

また、世帯収入の規模によって私教育に支出する額・参加率に格差が生まれている状況であり、それを示したのが図2である。図2から明らかになるように、韓国では世帯収入が多い世帯ほど私教育の支出額・参加率ともに高い結果となっており、300万ウォン以下の世帯と800万ウォン以上の世帯では、およそ3.6倍もの差が生まれている。

加えて地域別でみてみると、最も私教育費の支出が多い都市は首都ソウルであり、全児童生徒の1人当たりの月平均私教育費及び私教育参加率は59.6万ウォン・84.3%である。反対に、最も月平均私教育費の支出及び私教育参加率が低い全羅南道では、その数値は26.1万ウォン・67.6%であり、世帯収入だけでなく地域によっても差が生じている。



(図2) 韓国における月平均世帯収入別月平均私教育費支出額と私教育参加率。

(出典) 통계청 「2022년 초·중·고사교육비조사 결과」 (統計庁 「2022年初・中・高私教育費調査結果」) より筆者作成。

韓国において生徒が私教育を受けることの目的の1つには、特殊目的学校への入学が挙げられる。特殊目的学校への入学には、普通高等学校に入学する場合と比較して、私教育にかかる保護者負担金は平均して3倍以上になるとも言われており、家庭の経済力による進学機会不平等が起こっている。それらは階層の再生産を生むこととなり、学生の喪失感、挫折感に繋がると言えるため、早急に対策を取ることが重要となっている。次項では、そうした教育格差に対する政府の対応について検討していく。

(3) 教育格差に対する政府の対応と課題

本項では、教育格差に対する韓国政府の対応と課題について検討する。まず教育制度の改革との関連から指摘する必要があるのは、特殊目的高校の再編である。すでに述べたように韓国における私教育費の増大の理由の1つには、「特殊目的高校への入学」が挙げられるため、その序列化された高等学校制度を解消するため、教育部は2019年11月に「高等学校の序列化解消と

普通高等学校の教育能力を強化する施策」(고교서열화 해소 및 일반고 교육역량 강화 방안)を打ち出した。その背景には、学齢人口減少に対応する未来型教育体制の準備や第4次産業革命など未来社会が求める創造的人材の養成、教育の公平性・公正性に関する要求の増大がある。国際高校や芸術高校といった学校の類型を増加させることによる教育の多様化というよりも、すべての生徒の適性・素質に合った教育を全ての学校で提供し、家庭背景の違いによる「不公平の悪循環」を断ち切るために推進すると発表された³²⁾。

繰り返しになるが、韓国において特殊目的学校は教育の多様化・才能ある生徒の能力伸長といった設立の趣旨に反して、学校間の序列を生み出し、私教育を深化させることで不平等を生むと批判されてきた。そのため、初等中等教育法施行令を改正し、特殊目的高校を2025年3月から普通高等学校に転換することが示されたのである。学校類型の転換に伴い選抜方式は普通高等学校と同様になり、無償の教育が提供されることとなる。転換した学校に対しては、3年間で10億ウォ

ンの支援がなされ、安定的な普通高等学校運営への協力がおこなわれる予定である³³⁾。

しかし、普通高等学校に転換される特殊目的高校のうちに科学高校は含まれていない。そのため、科学高校の入試改革も同時に実施し、教育の多様化・特性化といった学校設置の本来の目的に応じた学校運営を進めていくこともめざしている³⁴⁾。

次いで、2020年からは普通高等学校の教育能力の強化がおこなわれてきている。その要点を示せば以下の4点ようになる。1点目として、生徒の進路・学業設計のための支援システムの構築が挙げられる。進路設計の支援をおこなうため、全国の市・道教育庁に「教育課程支援チーム」を構成し、学校密着型の教育課程の企画及びコンサルティングをおこなうこと、学校には進路・進学指導専門教員を配置し、教育庁と連携したワンストップ進路・進学相談システムを運営することが示されている³⁵⁾。

2点目に、生徒の一人ひとりの可能性を実現するカスタマイズ教育の提供が挙げられる。具体的には、生徒の進路と学習能力に合わせた科目選択を拡大すること、学習能力に応じて、共通科目である数学・英語を実用数学・実用英語または基礎数学・基礎英語での代替履修の許可や、AIや仮想現実などの新産業分野の科目開設や専門講師の確保を推進していくことである。その他にも、普通高等学校の生徒に対する職業教育の機会の拡大、基礎学力不振・学業不適応生徒に対する基礎学習科目の新設や心理相談を通して、一人ひとりに合致した教育の提供が推進されてきている³⁶⁾。

3点目に、教員の専門性の強化が挙げられる。複数専攻の要件緩和や学校現場実習の期間・方式を多様化し、今後の韓国社会において教員が備えるべき授業及び進路指導の能力を向上することができるよう教員養成機関・課程を革新することをめざしている。現場の教職員に対しては、専門性伸長を通じた教育の質の向上及び教職員の年代別に必要な職務遂行能力を育てることのできる研修の強化が図られてきている³⁷⁾。

4点目に、保護者が信頼して預けることのできる学校、快適な普通高等学校の環境づくりが挙げられる。その1つとして、「未来型学校」の推進が重視されている。その案には、プロジェクト型学習や討議など様々な授業方式を取り入れることや、先端ICT技術などを活用した体験型学習の提供、希望する生徒にはオンライン授業を用いた学ぶ機会の確保などを通じて、学校改革を推進することが盛り込まれている。また、農村や漁村、島の小規模学校の教育条件を改善するために、非常勤講師の費用支援や地元の人材需要（産業・行政・技術担当者など）を考慮した職業教育の強化を図

ること³⁸⁾、成績・入試中心の教育ではなく、一人ひとりの可能性を実現していくことができ、全ての生徒が自信を持って過ごすことができる教育を目指していくことも「未来型学校」における教育観の特徴である。

さらに、韓国政府は2021年後半から「教育復興総合計画」（교육회복종합방안）を推進している。この計画は、新型コロナウイルスのパンデミックが長引くことによる教育不足や私教育費の増加に対応している。同計画の中では、学習、心理・情緒、社会性、身体などのさまざまな面に対して、生徒一人ひとりに合った支援をおこない、教育条件を改善していくことを課題としている。学習に対しては、教育大学の学生によるチュータリング・教科補足プログラムとして放課後や休暇中に教師や講師が少人数で授業を实践、教科学習に対して補足するといったことが実施されるとしている。その他には、校外体験学習や学校のスポーツクラブの拡大、訪問医療サービス・治療費支援などを通じて、生徒の学習外のことに関する支援に加え、生徒自身だけでなく、28人以上の過密クラスの解消や教員の心理面のサポート・業務効率化、インフラ整備など、環境や教員に対する支援拡大も計画されている³⁹⁾。

今後の課題としては、韓国の教育格差の根底には、就職難・失業率・賃金の格差の拡大があると考えられる。高学歴でなければ安定した経済力を得ることが出来ないという国民の認識と現実が学校外の教育を求める原因となり、そのために保護者の経済力の有無が直接的に教育格差へと繋がっている。韓国政府は教育への投資に加え、そういった韓国社会の根底にある問題への支援が拡大され、高学歴でなくとも経済的に安定した生活を送っていくことのできる社会をつくり、全ての児童生徒が未来に対して肯定的な展望を持つことができるような政策が必要であると言える。また、政府は私教育費の拡大・教育格差に対して、すでに述べたように高等学校の序列化解消や普通高等学校の教育能力の強化などさまざまな対応が取られ始めている。こうした改革が学校教育・家庭にどのような影響を与えていくのか、注視していく必要がある。

2. ベトナムにおける教育制度と教育格差の実態

次いで本節では、ベトナムにおける教育制度と教育格差の実態について検討する。

(1) 教育制度と高校・大学入試

ベトナムの学制は、5-4-3制の単線型学校体系を採り、そのうえに主として4年間の高等教育課程が接続している。1986年にドイモイ政策が打ち出されて以

降、ベトナムでは市場化・グローバル化に伴い経済発展と産業化社会への転換が進められる過程で、とりわけ後期中等教育および高等教育は急激な拡張を遂げてきた。1990年前後から、ベトナム政府は後期中等教育段階に「専門高校 (Trường trung học phổ thông chuyên)」と呼ばれる学力の面で秀でた生徒のための公立教育機関を整備したうえで⁴⁰⁾、近年では「高品質中学」と呼ばれる選抜性の高い公立中学校の設置を進めてきている。ベトナムは、より条件のよい就職先を確保するために学習歴 (Học vấn) や学位が重視される社会、すなわち学歴社会の様相を帯びてきている。

現行の教育法である2019年教育法では、ベトナムにおいて5年制の初等教育が義務教育として定められ、これに続く4年制の基礎中学校 (以下、中学校) での前期中等教育が普及教育として定められている⁴¹⁾。初等・前期中等教育では原則として学区制が採られているが、都市部を中心として、ベトナムの大手グループ会社が設置した私塾小学校・中学校や、高品質中学に「越境」して子弟によりよい教育機会を与えようとする保護者も確認できる。一般の中学校とは異なり、これらの高品質中学に入学するためには極めて選抜性の高い入試に合格しなければならず、例えば2019年に設置されたハノイ国家大学外国語大学附属外国語中学校 (以下、外国語中学) における2023年度の入試では100人の募集定員に対しておよそ2,500人の児童が受験している。なお、2023年5月には同中学校の第一期生が卒業したが、そのうちおよそ80%もの生徒が専門高校に進学したという⁴²⁾。

ベトナムの後期中等教育に位置づく普通中学校 (以下、高等学校) は大きく、通常の高等学校と専門高校に分けられる。両者の違いとして指摘しておかねばならないのは、高等学校に進学するうえでは入試に合格する必要があるが、その倍率が大きく異なっていることである。すなわち、通常の高等学校では相対的に歴史がある名門高校を除けば、その多くが1.0倍から2.0倍の範囲に収まる⁴³⁾。これに対して、専門高校はその基本構造として各地方省・中央直轄市に1校ずつ設置される教育訓練局管轄の専門高校と、ハノイ市・ホーチミン市などの都市部における大学附属の専門高校という2つの設置形態があるが、いずれも熾烈な入試競争が存在する。2023年度では、コース全体の入試倍率はハノイ師範大学附属専門高校で20倍、ハノイ市のチュウ・ヴァン・アン高校 (専門クラス) で9.2倍と通常の高校と比較してその入試は難関である。専門高校はベトナムの才能教育機関として位置づき、「全面的な普通教育の基礎のうえに複数の教科に関して才能を発展させる」ことを目的としている (「専門高校の組織

と構造に関する規則」)。そのために所管部門による施設・設備の優先的な投資の対象となるとともに、カリキュラムにおいては教育訓練部による「上級教育課程」の実施が認められている。そして実態として、専門高校の多くの卒業生が国内外の名門大学に進学することも⁴⁴⁾、高学力層の生徒を引き付けることで専門高校の入試倍率が高くなる要因となっている。

ドイモイ政策のもと農業社会から産業社会へと移行しているベトナムでは、より高度な専門人材の需要が高まっており、相応の高い学歴をもつことが就職において有利になるとみなされるようになってきている⁴⁵⁾。こうした過程でベトナム高等教育は拡張し、従来は一部のエリートのためのものであったが、2023年現在では大学進学率は40%程度にまで拡大しているといえる⁴⁶⁾。ベトナムにおいて大学間には明確な序列は存在しないが、ハノイ市及びホーチミン市に置かれている国家大学をはじめとして、ハノイ工科大学、国民経済大学などの歴史のある単科大学やフエ大学などの地方拠点型大学が規模・質の両面においてベトナム高等教育システムの中心を形成している。

ベトナムの大学入試は、政治経済体制や後期中等・高等教育の規模に影響を受けながら、そのありようを変容させてきている。すなわち、ドイモイ政策が打ち出される以前の計画経済体制のもとでは、国家の社会主義建設が重視されるなか大学入試では学力と政治性が求められ、高校生は大学を受験するために共産党の下部組織であるホーチミン共産青年団に加入している必要があった⁴⁷⁾。市場化が進む過程では、受験生に政治性は要求されなくなり、学力がいつそう重視されるようになってきている。選抜のあり方として、後期中等教育修了試験に合格した受験生は国家統一大学入学試験を受験し、その点数を基にして大学によって選抜がおこなわれる⁴⁸⁾。しかし、従来、後期中等教育修了試験の合格率が極めて高かったことや、受験生の規模拡大に伴い2つの試験に向けて準備をする受験生の負担を無視することができなくなったこと等を理由として、2015年にこの2つの試験は「国家普通中学試験」として統合された (以下、普通中学試験)。

ベトナムの大学入学者選抜規則⁴⁹⁾ を手がかりに、近年の大学入試の特徴について示せば以下の2点のようになる。第1に、入試方法の多様化が挙げられる。主として2015年の大学入試改革を皮切りに、普通中学試験の結果のみならず、高等学校での成績 (通知表) による評価や大学が独自に作成した試験問題による評価など、入試方法が多様化してきている。教育訓練部による2022年度の「大学入試実施要領」では、従来型の方式に加えて「規定に基づく無試験入学」や「面接

など、20種類もの具体的な入試方法が規定されている⁵⁰⁾。なお、2022年度の大学入試において全体に占める割合は示されていないが「無試験入学」枠で入学した受験生が存在することも報じられた⁵¹⁾。

第2に、入試手続きにおけるデジタル化の促進に伴う効率性・受験機会の保障が挙げられる。現行の大学入試では、第12学年の受験生はオンラインでの「大学入学者選抜支援システム」を使用し、受験登録をおこなう方式が採られている。受験生はシステム上で自身の情報を入力し、希望する大学・専門分野を登録する。同システムの大きな特徴は、登録件数に応じて受験料を納めなくてはならないものの、受験登録数に制限はなく何校でも大学を志望することができることである。2023年度のベトナムの大学入試では、受験生全体(660,258人)のおよそ92%が希望するいずれかの大学の選抜に合格したこと、そして、そのうちのおよそ74%が第3希望までの大学の選抜に合格したとされる⁵²⁾。なお実態としては、かなり多くの受験校を登録する受験生も存在している⁵³⁾。

こうして見るように近年ベトナムでは、児童生徒、保護者は高品質中学や専門高校など、より条件のよい学校に進学することが「よい大学に進学し、よい条件の企業で働き、将来を保障する」ことにつながると考えるようになってきていると言える。そして、ベトナム政府はエリート教育を一定程度重視しながらも、大学入試においては受験生の負担軽減を方針の1つとして改革を進めてきている。

(2) 教育格差の実態

全体としてベトナムでは、国家発展のため「いち早く優れた人材を確保する」という視点から、教育の量的拡大とともに、専門高校をはじめとする才能教育ないしエリート教育の制度が整備されてきている。このことはベトナム国民の教育熱に応じるものであると同時に、その教育熱をいっそう高めるものでもある⁵⁴⁾。ここで急いで付け加える必要があるのは、ベトナムは54の民族(マジョリティであるキン族が86%を占める)から構成される多民族国家であり、教育へのアクセス

においては地域間および民族間で大きな格差が存在しているということである。本節では、ベトナム教育格差の実態について「2020年ベトナム・リビングスタンダード・サーベイ」(以下、ベトナム国勢調査)における教育統計の結果を手掛かりに、大きく①学校教育へのアクセス、そして②私的補習教育へのアクセスの2点に着目して検討する。ベトナム国勢調査は2020年に全国規模で実施され、46,980世帯を対象に関連するデータが収集された。

ベトナム国勢調査の検討に先立ち、コロナ禍での教育格差の状況について言及する。ベトナムでは2020年3月に教育訓練部が2019年度の学校教育計画と高等学校入学試験を一か月半遅らせ、学習者の学びが途切れることがないように教育機関に対して教育方法の多様化について通達した。2020年4月8日にはベトナムの63省全体ですべての学習者が自宅での待機を求められ、全体として学校にはオンライン教育が求められるようになった。しかし、ベトナムでは教育のデジタル化ないしオンライン教育に適応できた地域と、そうした転換が困難であった地域とで格差が顕在化した⁵⁵⁾。

2021年11月に教育訓練部は「経済・社会的に困難を抱える地域における指導と学習の刷新のためのテクノロジーの応用」と題するシンポジウムを開催し、ここではベトナム周縁地域の学校に勤務する教員によってコロナ禍での教育実践に関する問題認識が共有された。具体的には、中部高原地帯に位置するザーライ省バン県にある通学制民族普通学校(初等部)の教員からは、同校はバン県の中心部から40キロほど離れたところに位置しており、児童の96%が少数民族であるが、学校および児童の家庭にはインターネット環境がないこと、そのために教員が教材となるプリントを山岳地帯の村落に居住する生徒の家庭に配布する必要があることから、同校では教育の継続に極めて大きな困難を抱えていることなどが報告された。この教員は次のように述べている⁵⁶⁾。

指導や学習は平常時においても困難でした。コロナ禍のもとでは、その困難が倍増しています。私たちの学

(表1) 都市部・農村部、民族間における就学率の格差

	高等学校の就学率				民営教育機関の就学率			
	都市部	農村部	キン族	モン族	都市部	農村部	キン族	モン族
2010年	69.6%	54.4%	65.1%	13.7%	10.2%	3.4%	6.2%	0.1%
2020年	82.2%	72.9%	81.0%	29.9%	9.6%	2.1%	5.5%	0.1% (注)

(出典) Tổng cục thống kê. Kết quả khảo sát Mức sống dân cư Việt Nam năm 2020.

(注) 2020年のデータは欠損しているため、2018年のデータを用いている。

校にはインターネット環境はなく、電波も十分ではないため、授業にICTを導入するのはとても難しいことなのです。

ここで示されるように、ベトナムではコロナ禍以前より学校教育の質や量的側面において地域間・民族間で大きな格差が存在してきたのである。以下では、2020年ベトナム国勢調査の結果をふまえて、教育格差の実態について検討していく。

まず、ベトナムにおける学校教育の量的な格差をみてみよう。すでに述べたように、近年ベトナムでは後期中等教育および高等教育の急激な量的拡大が生じている。全体としては、2020年現在でベトナムの高等学校の就学率は76%を超えているし、高等学校を卒業した生徒の2人に1人が大学に進学する状況となっている。しかし現状では、表1に示すように、教育へのアクセスには地域間や民族間で格差が認められる。

表1は、ベトナムにおける高等学校の就学率と民営教育機関の就学率について、2010年と2020年の2時点において都市部・農村部、キン族・モン族⁵⁷⁾ という地域間・民族間の状況を示したものである。高等学校の就学率については全体的な増加傾向が確認できる

が、2020年ではマジョリティであるキン族は82.2%であるのに対し、少数民族の1つであるモン族は29.9%と両者の就学状況には大きな格差が存在している。また、民営教育機関の就学率について、民営教育機関は都市部を中心に設置されていることから、地域間・民族間でその就学率に格差が存在しており、2020年では都市部における民営教育機関の就学率は9.6%である一方、農村部のそれは2.1%に過ぎない。また、同就学率について、2018年度の数値ではキン族は6.2%であるが、モン族は0.1%となっている。

次いで、ベトナムの私的補習教育 (Học thêm) の格差についてみてみよう。表2はベトナムにおける年間の私的補習教育費について、2010年と2020年の2時点において都市部・農村部、地域間、所得階層間の状況を示したものである。ベトナムでは近年、全体としてみると各家庭においては私的補習教育費が急増してきているが、表2からは地域間で私的補習教育費に大きな格差が存在していることが明らかになる。加えて、所得階層を大きく5階級にわけた場合に、最富裕層の第V階級と最貧困層に位置づく第I階級とでは、私的補習教育費の支出において実に8倍以上もの差が存在していることがわかる。

(表2) 私的補習教育費における都市部・農村部、地域間、所得階層間の格差

	全国	都市部	農村部	紅河デルタ地域	北部山岳等地域	第V階級	第I階級
2010年	361	741	197	514	122	830	99
2020年	1,246	2,121	738	2,025	350	2,649	322

(出典) Tổng cục thống kê. Kết quả khảo sát Mức sống dân cư Việt Nam năm 2020.

(注) 単位は1000ベトナムドン。1円=170ドン (2023年8月7日現在)。

ベトナムの私的補習教育には、主として学校教員による学校内外 (教員の自宅を含む) での補習授業や家庭教師による授業などが含まれる。伝統的には教員の給与の低さが私的補習教育の提供側 (教員) の要因となってきたが、近年では成績の向上を目的とする小学校段階での補習をはじめとして、主として高校受験や大学受験を目的とする児童生徒および保護者のニーズの高まりが私的補習教育の量的拡大の背景にある。

加えて、学校における正規の教育課程外の学習を担う主要な形態ではないものの、日本の塾に相当する学習センター (Trung tâm) もハノイ市やホーチミン市などのベトナムの都市部を中心に展開しつつある。学習センターの事例としてハノイ市の留学斡旋事業・日本語教育センターのグエン・ティ・バン・カイン・センター長 (以下、カイン・センター長) によれば⁵⁸⁾、同センターでは中学生・高校生が日本語を学習しているが、このうち中学生は専門高校をはじめとする名門

高校の受験のために試験勉強を目的としていること、受講生一人につき平均して週6時間 (3コマ) 程度の受講時間であること、学費は2時間 (1コマ) につき約30万ドンということであった。またカイン・センター長は、同センターは日本語教育のみを提供することから、受講生のなかには複数の学習センターに通うことで高校受験において必要とされる教科の知識を網羅的に学ぶものもいるとし、「学校の授業だけでは希望する高校の試験に合格しない」、(学習時間、学習量の多さから) 「生徒は大変である」と述べていた⁵⁹⁾。

ベトナムでは全体として後期中等教育の規模が拡大する過程で、より質の高い教育機関への就学を目的として私的補習教育が拡大してきている。こうした動きは地域間および民族間、そしてこれらと重複するといえるが、所得階層間の教育格差を伴うものである。第3項では、教育格差に対するベトナム政府の対応と課題について検討する。

(3) 教育格差に対する政府の対応と課題

本項では、ベトナムにおける地域間・民族間・所得階層間の教育格差に対する政府の対応として大きく、公正さを重視する教育改革と質的改善をめざす教育改革の2つの視点から以下のように3点を指摘したうえで、現状の課題について検討する。

第1に、公正性を重視する教育改革として、ベトナム政府は少数民族が多く居住する周縁的地域（以下、少数民族地域）に対して教育格差是正のための支援政策や現地の文化・文脈に応じた教育改革を打ち出している。具体的には、ベトナムでは少数民族地域に対して継続的に投資をおこない、学校施設・設備の増築や修繕、少数民族地域における教育機関間のネットワークの形成、生徒への奨学金の付与、それから就学前教育機関や中学校の学費の減免措置など多角的な措置を取ってきた⁶⁰⁾。また、2020年に施行された現行のナショナル・カリキュラムでは、学校を取り巻く状況に応じて少数民族の言語教育を実施することができるようになっており、このことと対応して現在ベトナムでは教員養成機関における少数民族言語教育を担う教員の養成や研修制度が整備されつつある。

第2に、これも公正性を重視する教育改革であるが、ベトナムでは大学入試制度改革を通じて、少数民族の子弟に対する優遇措置や受験生全体を対象とする受験準備の圧力・負担の軽減を図ってきている。優遇措置については、ベトナムの大学入試では伝統的に受験生の民族籍の有無や居住地域によって国家統一の大学入試の結果に加点する制度を設けてきた。近年では、大学入学者選抜規則において「無試験入学」枠の対象として、小規模の少数民族の受験生等が規定されるようになってきている⁶¹⁾。また、受験生全体を対象とする受験準備の圧力・負担の軽減措置といえるものとして、すでに述べたように2015年に後期中等教育修了試験と国家統一大学入学試験とが一本化された目的の1つには受験生の負担軽減が挙げられるし、入試方法の多様化もこうした文脈に位置づけられよう。

そして第3に、質的改善をめざす教育改革として、ベトナムでは学歴社会へと転換する過程で生じてきた学校病理への対応と、「個に応じた教育」への転換が進められつつある。すなわち、現在ベトナムでは程度に相違はあるものの、居住地域に関わらず全体として学校教育や私的補習教育による児童生徒への学習上のストレス、試験の圧力が問題視されている⁶²⁾。こうした状況に対して、2022年に教育訓練部はユニセフと協働して『普通教育機関における児童生徒のための心理相談指導手帳』を編纂し、教員が児童生徒との信頼関係を築き、適切に心理相談をおこなうことを浸透させ

るべく、学校の管理職や主任教員に配布した。そして学校教育をよい成績を取るための競争としての学習や受験勉強に解消されない「個に応じた教育」(cá nhân hóa giáo dục) へと転換させていくことは、現行教育法「2019年ベトナム教育法」においても志向されていると言える。具体的には「個人一人ひとりの潜在能力と創造的可能性を發揮させ」ることや(第2条)、「生徒が職業に関する知識を備え、自らの希望や長所と社会における雇用の需要に鑑みながら職業を選択することができるようになるためにキャリア教育が重視されている(第9条)。そして、こうした柔軟な教育を実施するうえで、教員にはICT教育に関する教育方法の知識や経験など、高い教職専門性が求められるようになっているのである⁶³⁾。

ただし、こうした教育格差や児童生徒の状況に配慮する政府の対応が確認できる一方で、ベトナム教育には課題も山積している。国家の発展に資する有能な人材をいち早く、確実に見つけ出すためベトナム政府は高品質中学や専門高校などのエリート教育機関を重視していることから、今後もベトナムでは試験・受験準備のための私的補習教育と、所得階層間での支出格差は維持されると推察される。2012年に教育訓練部は通達を発出し⁶⁴⁾、学校教員による恣意的な私的補習教育を原則として禁止し、学校外の私的補習教育については学校長の許可を必要とすることを要請しているが、実態としては私的補習教育そのものを規制することはできていない。また、都市部を中心に増加傾向にある学習センターについても、ベトナム政府の規制は教員の学歴等、教育の質に関連する項目であり、その提供自体を規制することは考えにくい。

総じて現在のベトナムでは学歴社会化が進展する過程で「もてるもの」が望ましい教育機会を求めて奔走する傾向にある。都市部を中心に、よりよい教育機会を与えるべく公立小学校の第1学年において子弟を優秀な教員が担当するクラスに在籍させるため、一定の金額(数千万ドン)を学校や当該教員に「寄付」する行為も確認できるのである。

3. 比較考察

以上、韓国およびベトナムにおける教育制度と教育格差の特質について検討してきた。韓国とベトナムについて大きく、教育制度・入試制度、教育格差の実態、教育格差に対する政府の対応と課題という3つの視点から改めて整理しておけば、それぞれ次のようになる。

韓国では、教育制度・入試制度において1974年に標準化政策が打ち出されたことで、多くの生徒にとって

後期中等教育まで入試はなく、大学入試が初めての選抜試験として位置づくようになった。実態としては、1983年に教育の多様化・特性化を目的として特殊目的高校が設置され、韓国の才能教育を担う教育機関として発展する過程において、その高い難関大学進学率からエリートのための受験名門校へと変貌し、初等教育並びに前期中等教育段階における私教育の過熱をもたらしてきた。また、韓国は学歴社会といえ、ソウル大学を頂点にハイアラーキカルな高等教育システムを有しているため、大学卒業後の就職を視野に入れて多くの高校生がソウル内の「よりよい大学」をめざす傾向にある。近年韓国では、大学入試における選抜方法が多様化しており、主たる形態として随時募集入学選考・総合を採用する大学が多くなっている。

こうした状況から韓国では、特殊目的高校や大学への入学、そしてコロナ禍での学校教育への補填的学習などを目的として私教育がいっそう拡大してきており、所得階層間での大きな教育格差が確認できる。現在韓国では、社会階層の再生産が示唆されるような脆弱層に不利に機能する学校教育制度を見直すべく、大きく①科学高校を除く特殊目的学校を再編し、序列化された高等学校システムを改革すること、②教育の質的改善を図る観点から公教育としての普通高等学校のありようを改革することが方針として打ち出されてきている。具体的に後者については、学校密着型の教育課程や職業教育の見直しなど、一人ひとりに適した教育の提供を図ること、そのために心理相談の充実や教員の専門性の重視、ICTを活用した教育方法の改革等高等学校の教育のありようを抜本的に変革することが目標となっている。

一方、ベトナムでは1986年にドイモイ政策を打ち出して以降、教育は一貫して重視されるとともに、その量的拡大が生じており、とりわけ産業化が進む過程においてベトナム社会は学歴社会へと変貌しつつある。教育制度・入試制度においては主として1990年代に才能教育機関として位置づけられる専門高校の設置が進められ、近年では前期中等教育段階においても選抜性の高い高品質中学が設置されるようになっており、専門高校への高い進学率を有する受験名門校と位置付けられつつある。ベトナムの高等教育システムには大学間の明確な序列やヒエラルキーは存在していないものの、ハノイ市およびホーチミン市の両国家大学を中心として多くの高校生は「よりよい大学」をめざすようになっている。2015年以降は大学入試における選抜方法が多様化してきており、主として中等教育試験の結果を活用する大学がある一方で⁶⁵⁾、無試験での入学枠を設置する大学も存在している。

全体として教育の量的拡大が生じる一方で、ベトナムでは主として地域間・民族間で教育格差が存在してきた。近年では教育熱の過熱から私的補習教育が拡大傾向にあるが、地域間・民族間、これらとも関わって所得階層間で大きな教育格差が確認できる。現在ベトナムでは、教育格差や学校教育のありようを見直すべく大きく、①少数民族を対象として積極的に格差の是正を図ること、②大学入試制度の改革を通じて公平性・公正さを高めるとともに、受験生のストレスを緩和させること、そして③高等学校を含む普通教育機関における教育の質的改善を図ることが改革の方針である。このことは具体的には、地域や学校の状況に応じた教育課程の改革、キャリア教育（職業志向教育）をも含めた一人ひとりに適した教育の提供、教員による心理相談の充実、そのための教員の専門性の向上、それからICT教育の展開などを含むものとなっている。

ここまでの議論をふまえて、韓国およびベトナムの公教育の現状と課題について比較的に検討すれば、次のようなことが明らかになる。

第1に、これら2か国における教育の課題と改革の方向性として共通するのは、両国とも、国家発展のためいち早く優れた人材を選び出す観点から公教育において才能教育を担う特定の類型の教育機関を設置し、中等教育段階における才能教育を展開させてきたことである。また、上級の教育機関への進学をはじめとして、よりよい教育機会ないし教育機関へのアクセスを求める国民の意思を根底に、両国とも正規の学校教育課程以外での私的な教育への需要が拡大し、実態としても私教育（韓国）、私的補習教育（ベトナム）が量的に拡大してきている。ただし、両国とも大きな教育格差を抱えており、ベトナムでは主として少数民族の教育状況に格差が確認できるが、とりわけ脆弱層への公正な教育機会の保障が課題となっている。こうした課題への対応として、両国は公教育の質的改善を改革の方針として挙げており、必ずしも普通教育体系における上級学校への進学を前提とするのではない、より個に応じた教育の提供を重視している点でも共通している。したがって、両国では後期中等教育機関を中心に、受験準備に矮小化されない学校教育のありようが模索されていると言ってよい。従来の学力試験を見直し入試方法が多様化していることも、1つにはこのことと関連しているとみることができる⁶⁶⁾。

第2に、韓国およびベトナムの教育の課題と改革の方向性にみる相違点としては、近年の両国における才能教育の展開のあり方が挙げられる。すなわち、韓国では2019年に教育部により「高等学校の序列化解消と普通高等学校の教育能力を強化する施策」が打ち出さ

れたことで、科学高校を除いて多くの特殊目的高校が普通高等学校へと転換することが決定された。この改革は、1つには多くの特殊目的高校の競争的な入試を廃止することでこれらの高校への入学にあたり、一定程度公平性・公正さが担保されることになると同時に⁶⁷⁾、韓国の才能教育が理数系に集中・縮小する点で才能教育制度の再編をもたらすものである。これに対して、ベトナムでは「2019年ベトナム教育法」において「国が設立した専門高校と才能学校に対する教員の配置や施設、設備への投資、予算配分を優先する」(第62条)とし、現在もなお専門高校に重点的に投資し才能教育を担う特別な教育機関として発展させることを志向している。おおまかに言えば、ベトナムでは公平性・公正さを重視する教育改革は主として周縁地域に居住する少数民族の子弟のための教育環境の改善に焦点をしばっており、むしろ才能教育・エリート養成に関する教育制度は一貫して重視されていると言ってよい。

以上から、韓国およびベトナムの教育改革における方向性の異同は次のようにまとめられる。両国は共通して学歴社会としての性格を有しており、そこでは高い教育熱のもとよりよい学校に進学することを目的に私教育・私的補習教育が拡大し、かつ社会階層間での教育格差が課題となってきている。両国とも公教育の質を改善し、より個に応じた教育を提供することで教育格差や試験・受験準備偏重の学校での学習のありようを改革しようとしている。一方で、教育改革の方向性には相違点もあり、韓国では主として才能教育を担う特殊目的高校について科学高校を除き普通高等学校に転換させることで、全体として才能教育システムの縮小ないし高等学校の序列化解消を志向しているのに対し、ベトナムでは少数民族地域の教育水準の底上げとともに、専門高校を中心とする一部の中等教育機関においてエリート養成・才能教育を重視する姿勢が確認できるのである。

最後に仮說的にはあるが、こうした両国における才能教育の展開に関わる方向性の相違について、その説明要因を付言しておきたい。そうした要因の1つとしては、国家の経済発展のニーズや程度が関係していると考えられる。ベトナムは2050年を目標年次として先進国としての高所得国になることをめざしているが、国家のさらなる経済的発展に資するためにはベトナム国内の優れた人材を確実に選び出し、限られた資源を特定の教育機関に集中、重点的に発展させることが重要であり、そのために専門高校をはじめとする才能教育制度は有効かつ正当であると考えられる。もちろん他の要因として、公教育における教育の多様化の促進や学習者の個性をより尊重するための教育の必要

性が論理となって才能教育に関わる制度が整備される場合もあるだろう⁶⁸⁾。実際としても韓国における特殊目的高校の制度整備における出発点はこうした論理に求められる。ただし、韓国の事例はひとたびそうした才能教育機関が受験名門校と位置付けられた場合に「誰がそうしたタイプの中教育機関に進むのか」、「入学にあたり私教育はどこまで重要になるのか」という視点から、才能教育機関への生徒の入学をめぐる社会的公平性、公正さが課題となることを示唆している。

おわりに

本稿では、学歴社会と教育格差という視点から、韓国およびベトナムにおける公教育の現状と課題について比較的に検討し、両国における教育改革の方向性の異同について考察した。両国における公教育の現状と課題として具体的には、①教育制度と高校・大学入試制度、②教育格差の実態、そして③教育格差に対する政府の対応と課題の3点に焦点をしばって検討した。こうした比較的な検討を通じて明らかになったのは、次のことである。韓国とベトナムはともに中華文化圏に属し、国民の高い教育熱と教育による立身出世意識を特徴の1つとする国家であるが、両国とも国家発展のために公教育において才能教育制度を展開させてきた。その程度や規模には相違があるものの、両国ではよりよい教育機会へのアクセスを求めて私的な補習教育が拡大するとともに、教育課題として教育格差への対応が浮上してきている。こうした状況に対して打ち出された両国の教育改革は、コロナ禍においてより困難な状況に置かれた脆弱層に対して公正な教育機会を保障するため、公教育の質的改善を図り、より個に応じた教育の提供を重視する点で共通している。一方で、両国の才能教育制度の位置づけについては相違がある。すなわち、韓国では「未来社会」への対応や公正さの観点から、科学高校を残して特殊目的高校を通常の高校に転換することで、才能教育システムの一定程度の縮小、高等学校の序列化解消を志向しているのに対し、ベトナムでは才能教育を担う中等教育機関の発展を重視してきている。そして、こうした違いを生み出す要因の1つには国家の経済発展の状況や需要があることが仮說的に示された。

本稿で具体的に検討した韓国の教育改革の事例はベトナム教育の今後の展開に対して示唆を与えるのみならず、日本の教育政策に対しても示唆に富むものである。日本において「審議のまとめ」では、次のような基本的な考え方を示している。すなわち、一定の選抜を伴う才能教育プログラムを設計し、それを才能を有

する児童生徒に提供することは、そうした子どもたちをラベル付けすること、選抜のために過度な競争を発生させたり、経済的状况によるプログラムへの参加機会の格差が生じたりする可能性があることを指摘したうえで、この点から日本では個別最適な学びと協働的な学びの一環として学校教育において特異な才能を有する児童生徒への教育的対応、包摂を図ることを示している。本稿において検討したように、受験名門校化した特殊目的高校の再編を図る韓国の事例は、こうした考え方が現実化するのを例証していると言える。そして、個に応じた教育を公教育において提供すべく、韓国、ベトナムともに教員の専門性の強化・向上を図ろうとする姿勢は、公教育の質的変革へとつながる教員養成・研修の重要性を提起している。

本稿は韓国とベトナムに焦点をあて、両国の教育制度や教育格差の実態について検討することを通じて教育改革の方向性の全体像を明らかにした。今後は大きく次の2点について実証的な研究が求められる。第1に、韓国教育研究について、高校に入学する生徒の社会階層の変化の有無をはじめとして、韓国において特殊目的高校が転換・「解体」された後の教育実態に関する調査が必要である。第2に、ベトナム公教育における才能教育制度やその実態に関する研究については、日本はもとより、ベトナムでもこれまで体系的かつ本格的な研究はなされてこなかった。この点について、本稿で明らかになったことを出発点として、ベトナムにおける才能教育機関の役割に関する体系的かつ実証的な研究に取り組むことが肝要である。これらの点を今後の研究課題としたい。

付記

本研究は、JSPS科研費課題番号21K13543による助成を受けたものである。本稿の執筆にあたっては、はじめに、第2節、第3節、おわりにを関口が、第1節を吉村が担当し、最終的に関口が字句や表現の統一をおこなった。なお、第1節の内容は吉村が執筆した2022年度畿央大学教育学部卒業研究（「コロナ禍の韓国における公教育の現状と課題に関する一考察」）に大幅に依拠するものである。

文献・注

- 1) 杉本均・石川裕之・巖賢娥：シンガポールおよび韓国における才能教育の比較研究-エンリッチメントとアクセラレーション-。京都大学大学院教育学研究科紀要50：64，2004
- 2) 2019年ベトナム教育法においても、「教育の発展」として「教育の発展は最重要の国家政策である」と規定されている（第4条）。
- 3) この段落は杉本・石川・巖：前掲論文。64-65，2004の行論を参考にしている。
- 4) 韓国では「いつの時代の教育改革においても、私教育は必ず改革の背景の1つに挙げられ」、その理由の1つとして「児童・生徒の心身への過度な負担」が指摘されている（松本麻人：韓国，文部科学省：諸外国の初等中等教育、明石書店、東京、300（2016））。また、ベトナムでは私的補習教育による児童生徒のストレスの軽減を目的の1つとして、教育訓練部は2022年にユニセフとの協働のもと『普通教育機関における児童生徒のための心理相談指導手帳』を編纂した。
- 5) ブレイ・マーク・クオオ、オーラ著、森いづみ（他）訳：塾：私的補習ルールの国際比較、東信堂、東京、71-72（2019）
- 6) 同上書、72
- 7) ドーア、P. ロナルド著、松居弘道訳：学歴社会新しい文明病（同時代ライブラリー 37）、岩波書店、東京、132（1990）
- 8) Ciniiにおいて「韓国」、「ベトナム」、「教育」で検索すると、高等教育の国際移動について韓国とベトナムの2か国を比較する先駆的な研究はわずかに1件存在するものの、初等・中等教育段階においてこれら2か国を比較的に検討する先行研究は存在していない。
- 9) 石川裕之：韓国の公教育の制度と学校の自律性—教育の卓越性をどこで、どのように追及するか—。比較教育学研究61：10，2020
- 10) 同上論文11
- 11) 金志英：高校の高校平準化政策との関連から見る高校多様化。東京大学大学院教育学研究科紀要49：371，2009
- 12) 石川裕之：韓国の才能教育における科学高校の受験名門校化に関する研究—「平準化」制度との関連に注目して—。比較教育学研究31：83，2005
- 13) 石川裕之：韓国の才能教育事情。比較教育学研究45：41，2012
- 14) 同上論文。39
- 15) 馬越徹：韓国の私学高等教育（下）序列化進む私立大学。アルカディア学報20 <https://www.shidaikyo.or.jp/rrihe/research/20.html>（2023年10月3日最終アクセス）

- 16) 斎藤良子・鈴木佑記・八木堅二ほか：日韓中泰米の教育システム比較-アフターコロナを見据えて-、*国士舘大学政治研究*13：147, 2022
- 17) 松本麻人：韓国の大学入試改革の現在-私教育抑制政策と教育機会の格差-、*名古屋大学大学院教育発達科学研究科附属高大接続研究センター紀要*4：116, 2018
- 18) 斎藤良子・鈴木佑記・八木堅二ほか：前掲書、149 (2022)
- 19) 教育部：교육분야 코로나19 대응, 18 (2022)
- 20) 이쌍철：코로나 19 대응 원격교육의 방향과 과제. *코로나 시대, 지역사회 학교의 원격교육 실천과 과제*：4, 2020
- 21) 教育部：*op.cit*, 21 (2022)
- 22) 脆弱層は管見の限り、「社会的または経済的に不利な立場にあるグループ。または病気や事故が発生した場合に現状を維持することが困難な層」という定義が存在している。https://www.welfare24.net/ab-welfare_dic_v-3481?ckattempt=1 (2023年10月3日最終アクセス)
- 23) 이정연：조사로 본 코로나19와 교육격차, 그 실태와 과제. *교육정책포럼* 2021년 통권332：17, 2021
- 24) 김경애：팬데믹 상황, 학생들의 경험을 통해서 본 교육적 불리함. *교육정책포럼* 2021년 통권332：8-9, 2021
- 25) 이정연：*op.cit*, 19 (2021)
- 26) 이쌍철 (외)：교육 분야 감염병 [COVID-19] 대응과제, 3 (2020)
- 27) 教育部：*op.cit*, 15-16; 18-19 (2022)
- 28) 이정연：*op.cit*, 19 (2021)
- 29) 이쌍철：*op.cit*, 4 (2020)
- 30) 통계청 통계설명자료 초중고사교육비조사 <http://www.narastat.kr/metascv/svc/SvcMetaDcDtaPopup.do?confmNo=920011> (2023年9月13日最終アクセス)
- 31) 통계청：초중고사교육비조사, 2022
- 32) *Ibid.*, 1-2
- 33) *Ibid.*, 12
- 34) *Ibid.*, 13
- 35) *Ibid.*, 14
- 36) *Ibid.*, 15-17
- 37) *Ibid.*, 18
- 38) *Ibid.*, 19-20
- 39) 教育部：교육회복 종합방안 안내자료, 2022
- 40) 近田政博：第5章 ベトナム-新カリキュラムの導入で国際水準を目指す-。馬越徹・大塚豊編：アジアの中等教育改革-グローバル化への対応-、東京、119 (2013)
- 41) 教育の普遍化では授業料の免除をめざしつつも実際には授業料が必要であるのに対して、義務教育では原則として授業料が免除されるという違いがある。
- 42) 2023年9月5日に筆者が実施したハノイ国家大学外国語大学附属外国語中学校グエン・フエン・チャン校長への聞き取りによる。
- 43) 「ハノイの上位公立高校における3年間の合格率の詳細」
<https://giaoduc.net.vn/chi-tiet-ty-le-choi-3-nam-qua-cua-cac-truong-thpt-cong-lap-top-dau-o-ha-noi-post234456.gd> (2023年10月3日最終アクセス)
- 44) 2023年9月13日に筆者が実施したハノイ市のアムステルダム・ハノイ専門高校の教員への聞き取りでは、同校の卒業生は主として欧米の名門大学に進学するということであった。具体的にはモナシユ大学、シドニー大学、ミシガン州立大学、キングスカレッジロンドンなどが挙げられた。
- 45) 関口洋平：第27章 教育制度と学歴社会-進展する教育のドイモイ-。岩井美佐紀 (編集)：現代ベトナムを知るための63章【第3版】、明石書店、東京、174-175 (2023)
- 46) 本文でも述べているように、2020年現在で高校就学率は全国平均で76%となっていること、2022年度の大学入試では第12学年の生徒のおよそ50%が大学に進学していることに鑑みて、非常におおまかに割り出した数値である ($0.76 \times 0.5 = 0.38$)。
- 47) 2023年9月7日に筆者が実施したチュー・ヴァン・アン高校卒業生 (1974年度入学、同校卒業後、国民経済大学に進学) への聞き取りによる。
- 48) ベトナムの大学入試制度の枠組みについては、関口洋平：ベトナム。文部科学省：諸外国の高等教育、明石書店、東京、407-409 (2021) に詳しい。
- 49) Thông tư số 8 của Bộ Giáo Dục và Đào Tạo ngày 6 tháng 6 năm 2022 về việc ban hành Quy chế tuyển sinh đại học, tuyển sinh cao đẳng ngành giáo dục mầm non
- 50) Công văn số 1919 của Bộ Giáo Dục và Đào Tạo ngày 28 tháng 4 năm 2023 về việc hướng dẫn tuyển sinh đại học, cao đẳng ngành giáo dục mầm non
- 51) <https://xaydungchinhhsach.chinhphu.vn/927-thi-sinh-dang-ky-xet-tuyen-da-trung-tuyen-dai-hoc-119230828153323452.htm> (2023年10月3日最終アクセス)
- 52) 同上。
- 53) ハノイ国家大学教育大学を事例とすれば、2022年

- 度入試の合格者のうち最も入学希望の程度が低い学生として第18希望で同大学に入学した学生が確認できる(2023年9月11日、筆者が同大学で入手した内部資料に基づく)。
- 54) 関口洋平：ベトナムの学歴社会と教育格差-海外の学校・ベトナム-、季刊教育法218：66-69, 2023
- 55) 「Covid19期での指導と学習：困難を克服するために努力するべき地の教員」
<https://laodong.vn/giao-duc/day-hoc-mua-covid-19-giao-vien-vung-cao-vung-sau-no-luc-vuot-kho-975425.lido> (2023年10月3日最終アクセス)
- 56) 同上。
- 57) モン族とは、モン・ザオ語族の言葉を話す民族であり、ベトナム東北、西北地方の主として山間部に居住する民族である。伝統的に焼き畑移動耕作を生業としてきたため、近年まで国民国家の枠組みに馴染まない存在であった(伊藤未帆：少数民族教育と学校選択-ベトナム-「民族」資源化のポリティクス-、京都大学出版会、京都、151 (2014))。
- 58) 2023年9月12日に筆者が実施したハノイ市の留学斡旋事業・日本語教育センターのグエン・ティ・バン・カイン・センター長への聞き取りによる。
- 59) 同上。
- 60) 近年の主要な政策には「2020年をめざす民族工作戦略」、「2016年から2020年までの山岳地域・少数民族地域・困難な地域の教育目標のプログラム」などが挙げられる。
- 61) この他にも、ベトナム南西部の地域に属するべき地出身の受験生が規定されている。なお、こうしたべき地には少数民族籍を持つ子弟が多く居住しているのが実態である。
- 62) Phạm Mạnh Hà (khác) : Sổ tay hướng dẫn tư vấn tâm lý cho học sinh phổ thông, Nhà xuất bản đại học quốc gia Hà Nội, Hà Nội,、9-10 (2022)
- 63) 関口洋平：現代ベトナムにおける教員養成プログラムの特質-教員の質的向上施策として-、畿央大学紀要20：56-57, 2023
- 64) Thông tư số 17 của Bộ Giáo dục và Đào tạo ngày 16 tháng 5 năm 2012 về việc ban hành Quy định về dạy thêm, học thêm
- 65) 例えば、2022年のハノイ国家大学教育大学の入学者選抜をみれば、受験者数は7,884人に上るが、そのうち中等教育試験の結果を活用した受験生は6,893人を占めている(2023年9月11日、筆者が同大学で入手した内部資料に基づく)。
- 66) 入試方法の多様化をもたらす要因としてはこの他にも、AIの発展・普及をはじめとする高度情報化社会やグローバル化社会への対応なども挙げられよう。
- 67) データは少々古くなるが、2014年の韓国における高校の類型別設置状況をみれば機関数で科学高校は26校存在するのに対し、外国語高校は31校、国際高校は7校、体育高校は15校、芸術高校は28校存在している。科学高校は特殊目的高校に残されるものの、量的にみれば、この改革のインパクトは大きいと言える。
- 68) 2018年に文部科学省が委託研究を実施した「社会の持続的な発展を牽引する力の育成に関する調査研究」調査報告書では、諸外国の事例をもとに、才能教育を実施するうえで焦点化する主体をどこに置いているかという観点から「国家中心的」か「学習者中心的」かという軸を設定している。こうした軸からみれば、2019年改正教育法においてベトナムの専門高校は「特定の学問分野において各生徒の特別な才能を伸ばし、人材養成のための資源を創り出し、国の発展要求に対応することを目的とする」と規定される点で(傍点筆者)、ベトナムの事例は「国家中心的」な才能教育制度に位置づくと言える。こうしてみると国家の発展ないし経済的発展がベトナムの才能教育を支える論理としてあると考えられるが、この他にも本文で述べたように個を尊重する教育の論理やベトナムの「民族主義」に関わる論理も才能教育を支える考え方として挙げられるだろう。こうした検討については、今後の研究課題としたい。